

第1回草津市多文化共生推進プラン策定委員会 議事概要

■日時：

令和7年7月16日（水） 13時30分～16時30分

■場所：

草津アミカホール 2階 研修室

■出席委員：

小澤委員、南元委員、堀池委員、片岡委員、中西委員、恩地委員、鶴田委員、久保田委員

■欠席委員：

有村委員、成田委員

■事務局：

橋川市長、河合部長、小寺副部長、小川課長、山本係長、村井主任

■傍聴者：

2名

1. 開会

・橋川市長あいさつ

【市長】

こんにちは。皆様方にはこのたび草津市多文化共生推進プラン策定委員会の委員にご就任を賜りまして誠にありがとうございます。また、本日は、大変お忙しい中第1回の会議に出席をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、国におきましては、令和6年末の在留外国人数が、過去最高となったということでございまして、さらには法改正で我が国の人手不足分野における人材の育成確保を目的とする育成就労制度が2027年から新たにスタートされます。そのことによって今後も外国人の労働者の方をはじめとする在留外国人の増加が全国的にも、また草津市においても見込まれるところでございます。

草津市の在留外国人数はこの5月末時点で3,706人と増加しているところでございまして、在留外国人の方の滞在の長期化、定住化も進むと見込んでいるところでございます。

こうした中、多文化共生というのはますます重要な取組となっておりますので、草津市で暮らし、働き、学ぶ全ての人々が国籍等に関わらず、相互に人権と個性を尊重しながら多様性を生かして活躍できる地域社会、これが多文化共生社会ではないかと考えるところでございますが、そういった社会を目指して現状と課題を踏まえ、第2次草津市多文化共生推進プランを策定してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、プランの策定にあたりまして、多様な視点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ・委員数10名のうち8名の出席を確認。審議会が成立していることを確認。

2. 委員の紹介

- ・委員の紹介、あいさつ
- ・事務局の紹介

3. 委員長・副委員長の選出

- ・委員より事務局提案を求める声あり。
- ・事務局案として小澤委員を委員長、南元委員を副委員長に提案し、全員了承。
- ・委員長、副委員長あいさつ。

4. 諮問

- ・橋川市長から小澤委員長へ「第2次草津市多文化共生推進プランの策定について」諮問

5. 審議事項

- (1) 草津市多文化共生推進プランの総括について
- (2) 第2次草津市多文化共生推進プランの骨子の方向性について

【事務局】

＜資料3・4・5に基づき説明＞

【委員長】

事務局からの説明について、質問があればお願いします。

【委員】

資料3「草津市多文化共生推進プランの総括」について、基本方針「生活支援」の施策「教育機会の確保」の成果で、「国際交流活動を通して、児童生徒と留学生等との交流を図り、多文化への興味・関心の広がりや多様な価値観を認め合う国際理解教育を行うことができた。」とありますが、これは生活支援ではないような気がします。どちらかというと、イベント的なことなので、基本方針「多文化共生の地域づくり」に入るのではないですか。

【委員長】

資料3については、現行のプランの振り返りであるため、今は現行プランの枠組みについての議論ではなく、この枠組みに沿って振り返りをしていただければと思います。現行プランの振り返りの後、次のプランの枠組みの議論の際には、むしろどの機関がどのような政策を打つとどのように変わっていくか政策的な議論をしていただければと思います。現行のプランの枠組みに沿って資料3の振り返りがされているので、現行のプランも見てくださいながら資料3を確認いただくとよりわかりやすいです。

【委員長】

第2次草津市多文化共生推進プランの骨子の方向性については、事務局からは令和2年に改訂された総務省の改訂プランの枠組みに沿って進めていくという方向性が示されましたが、その方向性でよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【委員長】

委員の皆様からご意見がなければ、事務局から次の説明をお願いします。

【事務局】

＜追加資料「第2次草津市多文化共生推進プラン（案）」の配布・説明＞

【委員長】

事務局からの説明について質問があればお願いします。

【委員長】

追加資料14ページの目標について、現行のプランを策定した当時の実績はわかりますか。策定時の数値と5年後の実績が見えると現行プランの数値的な実績として見えやすいかなと思います。

【事務局】

現行プランの17ページに基本目標があり、そこに基準値（R2）が記載されています。「『やさしい日本語』に関する研修の受講者数」の基準値（R2）が記載されていないのは、計画期間の中で始まった取組であり、令和2年度時点ではまだ取組を開始していなかったためです。

【委員】

追加資料の14ページの成果指標「『多文化共生社会の構築』に満足している市民の割合（％）」について、この市民の割合という数値自体は定量的に測れるかと思いますが、多文化共生社会の構築に満足しているという定義について、おそらく人によって「多文化共生社会」という言葉自体がすごく曖昧というか、置かれている職場や環境、地域の状況によって、おそらくブレが出てくるのではないかと思いますので、そのあたりどのように定義を想定されているかを少し説明いただければと思います。

【事務局】

実は成果指標の設定は難しく、迷ったところではあります。現行プランは基本的には実績だけの目標値になっています。成果を測るには何が一番いいのかという議論の中で、先ほど説明のあった市の総合計画の中に、この「多文化共生社会の構築」が基本方針の一つに定まっています。毎年、市民意識調査で無作為抽出3,000人を対象として、アンケート調査を実施しており、それぞれの基本方針に紐づいて取り組んだ内容を三つほど挙げてアンケートをとっています。おっしゃっていただいた定義が何かといいますと非常に難しいところではあると我々も感じているところではありますが、現状で申しますとそのような形での成果ということで設定ができないかと考え、検討案として挙げさせていただいています。

【委員長】

この数値を上げるというのは結構難しいですね。今の定義の話も含めてなかなか難しいかもしれないですね。多文化共生社会という概念そのものが難しいというのはまずあって、それに満足しているかを質問しているため、その市民意識をどれだけ上げていくかという施策と絡んでこの数値が上がるかということを成果とするのは結構難しいかもしれないですね。確かにデータとしては数値化されるということでちょっと上がるかもしれませんが、それをもって本当に成果としてできるのか、その数値に向けて各所がどう動けばいいのか。

【委員】

市民の割合となっていますが、当然この市民に外国人の方も入ってきて、その両方のところでやはりどうしても評価バイアスみたいなものも入るのかなと思っています。数値の取り方については、ちょっと配慮が必要かなと思います。

【委員】

同じく14ページの実績目標の「『やさしい日本語』に関する研修の受講者数」について、これは令和3年度からまちづくり協働課が主導で行政および市民向けの講座を始めましたが、この数値は、行政主導でやったものだけの数値ですか。私どもは外部主催のやさしい日本語研修も受講しに行っていますが、その人数も含まれますか。

【事務局】

外部主催の研修までは把握しきれないため、あくまでここに入れている人数はまちづくり協働課が主導で行っている研修の受講者数です。

【委員長】

その他質問がなければ実質的な審議をすすめます。審議を進めるにあたって、資料3「草津市多文化共生推進プランの総括」と追加資料「第2次草津市多文化共生推進プラン（案）」

の15ページの新しいプランの体系の両方を見ていただき、多少枠組みが移動しているかも知れませんが、大きく言えば、その枠組みの配置はなるべくこのままで踏襲して、必要に応じて一部修正をしていくことにすればいいかと思います。

まず、基本方針「コミュニケーション支援」の部分についてご意見等ございますか。

【委員】

こどもが小学校や中学校、高校に入るときなど、いちばん難しいのは、進学に関する情報が足りないことです。例えば、「偏差値」という言葉は読めても意味がわかりませんし、中高一貫校を知りませんでした。どの学校がいいかなどの情報がありません。

【委員長】

外国人のご家庭、とりわけこどもがいるご家庭で一番困ることがこどもの教育問題です。参考資料2「多文化共生に関するアンケート 回答まとめ」の中でも小・中学校のところに、今言われたようなことが書かれています。高等学校進学等についての研修会を実施して欲しいとか、学校と保護者の意思疎通が取れないとか。

【委員】

コミュニケーション支援と生活支援の中の教育が重なるところがあるのでそこを全く切り離すというのはおかしいかなと思います。今のケースは両方かかってくると思います。ここでコミュニケーション支援と生活支援というふうに、こどもの教育の部分をきちっと分けてしまっていますが、ほぼ両方に関わってきます。今回の場合は、コミュニケーションや日本語教育ができないために教育の機会を奪われているというケースがほとんどなのでそこを整理していただければと思います。保護者のためのコミュニケーション支援も必要です。

【委員】

各方針に被っても両方の方針に明記していった方が取組がしっかりしていくのではないかと思います。誰に対してのコミュニケーション支援かを考えたときに、今上がっている施策は外国人への支援ですが、例えば日本人の人たちも外国語がわからないから、自力でコミュニケーションが取れないと思っているかもしれないので、日本人へのコミュニケーション支援という意味でやさしい日本語をここに入れてもいいのかなと思いました。また、日本人へのコミュニケーション支援と外国人へのコミュニケーション支援があつて、さらにその外国人へのコミュニケーション支援の中に、外国人の大人への支援と外国人のこどもへの支援にわかれていくのではないかと思います。

【委員長】

最終的には関係各課との絡みでどう整理しておく、行政としても動きやすく、実際の

にはどこの部署が責任を持って推進するのかということにも繋がってきます。こちらの方は私が読んだところでは、コミュニケーション支援ではなくて生活支援に入れて整備をされていて、学校教育関係の部署になっていて、それなりにわかりやすいと思いますが、コミュニケーションにくくって、どこの部署が責任を持って、あるいは連携する機関と一緒に何を解決していくのかというのを書いていくと一番わかりやすいかなと思います。

【事務局】

事前に教育委員会にヒアリングをしていますが、やはり教育現場での課題が家庭やプライベートでの課題でもあり、共通する部分を感じているところです。委員長がおっしゃる施策や事業がどういう形で紐づいてくるかという整理はしていった方が計画としては見やすいというのはあります。ただ、どちらの方針にも両方挙げた方がいいのではないかなというのがあるれば、例えば再掲という形で整理もできなくはないかなと思っています。その辺りは一旦持ち帰らせていただいて、これから各課に取組の照会をして整理をする予定ですので、その中でこれは両方に挙げたほうがいいのかということがあればまた次回ご指摘をいただければと思います。

【委員長】

現行プランにも進路指導や日本語学習の支援、就学についての情報提供、就学案内が記載されています。これが実際の当事者からすると、不十分であったというような意見にも聞かれます。いろんな国籍の方に学校から通知をするときの通知の仕方とか、自治体間で何か共有して、融通していくようなことは滋賀県の枠組みで動くのか、あるいは、教育委員会からの連携で動くのか、それぞれの予算を使ってもう作ってあるものだったらそれを生かして使わせてもらうのか。確か文科省のかすたねっととか、いろいろなサイトがあつてそこからフォームがダウンロードできたりするということはあるかと思うのですが、それを現場の形に変えていかなければいけないですね。学校ごとに努力をされていて、それが十分に共有化されてないのであればすごくもったいないです。立命館大学の国際課の方も本日はらっしゃいますが、例えば多言語化をする際、ある程度まで自動翻訳して、留学生に不十分な点をちょっと直してもらうというのをできるのであれば、画期的に多言語化が進みそうな気がします。責任者だけが責任を持っているのではなく、各所を繋いでいって、物事を解決することができればよいと思います。

【委員】

こども連れの外国人や留学生の帯同で来られた家族の場合、小中学生はやはり教育委員会が手厚くサポートしないとイケないと思います。通訳を学校につけていても、週一、二回、最大2時間とか4時間。それで日本語教育の取り出し授業をしても本当に足りません。学校の授業に全くついていけないし、学校の中でも取り出し授業で日本語教育をやっている

ので、その時間の授業が受けられない状況です。取り出し授業をするのであれば放課後にやるとか、何か別の形をしてほしいと思います。

初期の日本語指導を、私達ボランティアに任せるのではなく、毎日集中的にやらないと、おそらく学校の授業はついていけません。それをしないとまた進学問題で困る可能性が出てきます。保護者の方もやっぱりサポートはいると思います。情報がない、知らないために、こどもの教育機会を失うということもあり得ます。

【委員長】

先ほど SNS による市からの情報提供というのがありましたが、それが学校現場でデジタル化できていると、Google 翻訳で保護者も翻訳はある程度できると思います。

【委員】

14 学区あるなかで一番外国人人口が多いのが玉川学区で、野路町では外国人人口がどんどん増えており、留学生も多いです。いろんな場面で外国語版や外国語が併記されている資料が増えてきています。参考になるかどうかはわかりませんが、玉川学区のある取組で、立命館大学の留学生で、インドネシア料理や韓国料理などを子どもたちに教えるものが 7 月にもありました。何が言いたいかというと、日本人の児童が低学年ぐらいからそのような企画に交わっていくようなことを玉川学区のまちづくりセンターがどんどんやられています。そういった立命館大学と協働して留学生の方と一緒に何かをやるような、徐々に小さいところからそういう経験を与えていけるようなことをはやっています。

【委員長】

今の話は、第 2 次プランの多文化共生の地域作りの中の留学生の支援や現行プランの留学生等の能力を生かした地域活性化のところですね。これは結構重要な実績というか、留学生を地域連携しつつ、地域の交流が行われていくところですね。併せて、もう少しそれを子どもたちにも参加してもらうようなプランがそこに乗っかって、まさに地域づくり、地域活性化の推進やグローバル化への対応というところに当てはめていかれるような議論をされた取組でもありますね。

【事務局】

国のプランでも、そういった地域の方との交流というところは、もっと外国人住民も地域の住民として社会参画や一緒にまちづくりをやっていこうという形で特出しされた項目になっていますので、今後、力を入れていかないといけない項目であると認識しています。

【委員】

資料を基準化・共有化して、この資料はこのフォーマットというふうにして、どこでも使

用できるようにすればコミュニケーションの効率が上がると思う。

【委員長】

町内会資料をフォーマット化するのはなかなか難しいかもしれない。

【委員】

地域の草刈の案内などのときに、日時・場所・持ち物だけなど必要な内容だけ書いているような、それこそやさしい日本語表記で書かれているようなものをもう 1 個作りましょうみたいなことを、全学区とかに呼びかけていったら、それはできるのかなと思います。それは英語、ベトナム語など多言語で作るという意味ではなく、やさしい日本語版を 1 個作ってそれを各地域に共有する。要するに、最初の社交辞令的な文章などを翻訳する時間がすごくもったいないですよ。

【委員】

湖南省は、市の広報はやさしい日本語版です。大事なところだけをピックアップして、乳児検診とか大切なところはやさしい日本語版で外国人にもわかるように別冊子になっています。

【委員長】

先ほど SNS の活用という話がありましたが、外国人住民向けに発信する場合のフォームをやさしい日本語版にさせていただくと、多言語化までする必要はなく、あとは受け取った側がデジタルで翻訳をしながら理解するということができるので、それは画期的に違ってくると思います。

【委員】

やさしい日本語なら翻訳機も比較的きれいに翻訳できます。

【委員】

外国人用ではないですが、町内会の高齢化率がものすごく高いため、その方にわかりやすいように、言葉ではなく全て写真を入れて、写真を見たら、こどもにもわかるし、ご高齢の方にもわかりやすい。言語だけにこだわらずに見てわかるような、何かそういったものも必要じゃないかなと思いました。

【委員】

例えば広報誌の大事なところだけをピックアップして、広報課やまちづくり協働課がデジタルで発信してくれたらいいのではないですか。

【事務局】

市のホームページについては基本的には言語を切り替えることで日本語で表示されているものが英語やその他の言語に切り替わるようになっています。

先ほどの SNS での情報発信の話をさせていただいたのは、ここにこういう情報が載っているということを、やさしい日本語で発信すると、リンクを貼ってそこに飛んでいただき、言語を切り替えていただいたら、外国人住民の方にも多言語で見えていただけるのではないかなという思いで新たな目標値に設定できればと思い、追加させていただいたというような経過がありまして、そのような方向は内部的にも検討ができないかと思っています。

【委員】

まさに我々留学生を支援している者も同じような課題を持っており、単に長い日本語の文章を、英語や中国語などに機械的に直せばいいかというとそうではなく、やはり最終的にはその元となる日本語のわかりやすさや日本語が簡潔で、内容として要約されているかどうかはすごく大事だと思います。長い文章は、いくら自分の母語に変換できたとしても、全部そこから読み取って何がポイントなのかがわかりにくい文章も多いです。そういうときにデジタル化することによって、AI が進歩しているので、長い日本語で、それだけ見たら要点がわからないものでも、AI がちゃんとポイントを押さえて要約してくれます。デジタル化さえできれば、それをわかりやすい日本語、つまりポイントが絞られた、ちゃんと簡潔で意味を押さえている日本語というものに簡単にできると思います。それをうまく使って多言語化するプロセスを踏めば、読み手の読むことに対するコストはかなり少なくなるし、行政側の負担も縮小できるかなと思います。そう意味では、デジタル化と AI の活用というのは一つのポイントになるのではないかと思います。ただ最後にちゃんと目でチェックしないと、たまに間違いもあります。

【委員長】

今のはプランのコミュニケーション支援のところで生かせるのではないのでしょうか。多言語化ややさしい日本語化が実際このプランに沿って頑張ったとしても、アンケートを読んでいるとやさしい日本語での提供がないとか、各所で言われてしまうところがやはり市民意識調査の「『多文化共生社会の構築』に満足している市民の割合 (%)」が 14.8%に留まっている原因かも知れません。それをもう少しブレークスルーできるよう、今おっしゃっていただいたような技術的な応用はあり得るかもしれません。

【事務局】

市の総合計画にも DX ということでリーディング事業に位置付けたところで、全庁的に取り組んでいくべき内容と認識しています。そこは計画の中にも何かしらの形で記載できると

考えています。

【委員長】

第2次プラン（案）の15ページのコミュニケーション支援の中の日本語教育の推進について、これは学校の場合あるいは地域の場合の両方が重なるという認識で良いか。

【事務局】

コミュニケーション支援については、学校教育現場だけに限らず、地域も含めたものです。

【委員】

年齢も関係ないですか。

【事務局】

はい。

【委員】

分けないで一つにしてしまうと漏れてくる人がいっぱい出てくるのかなと思います。

【委員】

企業は対象にはなりません。例えば、ベトナムから来た私の後輩に、日本語教室を紹介しましたが、会社の人事担当者（日本人）は日本語教室の情報を全然知りませんでした。

【委員】

大きな企業はやはり企業の中で日本語教育をやるべきだと思っていて、その部分を私達のような任意団体がとってはいけないと思っています。施策として企業に対して、日本語教育をしろという問いかけは、今までやってこなかったのもこのプランに盛り込んでいってもいいのかなと思います。小さな企業は、もちろん外国人の人数も少ないだろうし自分のところで日本語教育をやるような体力がなかったりしますが。

【委員】

技能実習生を受け入れている企業だったら本当はそこでちゃんとしないといけないことになっているのにそれを全部丸投げで日本語教室に来ることがあります。

【委員長】

行政としてその辺のところを企業に指導するとか、何か方向性を提示するという仕組みはないのでしょうか。

【事務局】

技能実習生の受け入れの流れの中で、監理団体が入国前に一定の勉強の部分を義務付けられてるというようなことは監理団体の方からお聞きしています。ただおっしゃってるのは、それだけでは足りないというところかと思います。文科省も日本語の勉強のツールをインターネットで提供をされていたりしますが、その辺りの情報もあまり行き渡ってないのかなというのが実感としてあります。市のホームページにもワンストップで草津市の多文化のサイトにいけばいろんなリンクが貼っていて、いろんなところに飛べるような工夫も必要なのかなと事務局としても考えているところです。各自の日本語のレベルもあると思いますし、行政として、全員の方へ日本語の勉強を提供するのは難しい面もあるというのが実態でして、そのあたりは、工夫が必要かと考えています。

【委員長】

アンケートでは、日本語教室の情報が届いていないということなので伝達ルートを再検討する必要があります。既に日本語教室をやられていても、その情報が必要な方にアウトリーチされていなかったり、アウトリーチされていても目的に合わせた日本語教室には行きあたらないということが書いてあったりしますね。

【委員】

本来なら高校生の16、17、18歳の日本の高校に行ける年齢なのに、教育委員会の対象は小中学生ですし、もう義務教育が終わっているので受け入れてくれるところがなく、サポートする場がありません。大人とこどもの間ですけれども、その辺の支援も必要なのかなと思います。

【委員長】

次に、基本方針「生活支援」について、ご意見がございましたらお願いします。先ほど事務局が提案されたときに、「感染症流行時における対応」について、この国のプランが改定された2020年はちょうどコロナがパンデミックの頃だったので、こういう柱立てがされており、ここを削除するという案もあり得るのですが、皆様いかがでしょうか。私の方からは、例えば劇症性のインフルエンザが今後ないとは言えないですし、コロナという事態を今回第1次プランの計画期間中に迎え、マイノリティの方たちが置かれた現状は皆さん理解されていたかと思います。コロナのときも情報が行き渡らなくて大変だった方々がいたと思います。また、防災に関しては、留学生が活躍するなど、様々な先行事例が草津市では挙げられています。

【委員】

外国人機能別消防団は、防災で消防団員だから防災でしか呼べないと思っている人が多く、まだ認知度が低く、なかなか声がかかりません。防災以外でも多文化共生の分野でも呼べるというのを知ってほしいです。市の職員すらご存知ない方が多いので、その辺は市役所サイドでもう少し PR して多方面に活躍できるということを認知していただきたいなと思います。

また、生活支援のところで、行政の言葉が難しくてコロナのときに、保育園の休園のお知らせなどの大切な情報について、日本語能力試験 N3 レベルで日本語がある程度わかるご夫婦でも、何かが書いてあるかわからないということが何件もありました。市役所で保育園や幼稚園が休園する場合のお知らせの統一したフォームを一つ作れば、それを何回も使い回しできるのではないかなと思います。

【委員長】

感染症も今後あり得ないわけではないので、情報提供に関して十分な配慮をするというような項目がやはりあった方がいいのではないのでしょうか。それから情報提供の際には、先ほどもあったようにフォーム化して、重要な情報を適時、市の方がリーダーシップをとって、提供していくという姿勢を盛り込んでおいておかれた方がいいと思います。

【事務局】

プランの体系は、基本方針や施策があって、その下に紐づく毎年の取組の中で課題があって、その解決に向けた取組であり、現状、感染症のパンデミックのような事態が発生しておらず、コロナも 5 類に移行したということで、施策に紐づく取組をどう整理するかという部分が毎年同じ内容になってしまう可能性があります。その紐づけがなかなか難しいので、例えば、こういうことがあったので市としてはこういうふうに備えていますというのを、生活支援の前段の文章の中で整理をさせていただくことも一つの案として事務局の中では考えていました。また、他の自治体の多文化共生プランでは、感染症を国のプランと同じように外に出しているところもちろんありますが、多くの自治体が「医療（感染症対応含む）」という書き方で、小さい項目として感染症という言葉を残して記載しているプランも多くあります。取組項目に再掲の記載が並ぶよりは、「医療（感染症対応含む）」というかたちで、感染症という言葉を残すのはどうかというのも事務局のほうでは話していましたがいかがでしょうか。

【委員長】

今の説明は妥当な方針かと思いますが、皆さんいかがでしょうか。「医療・保健サービスの提供」の中にカッコ書きして入れておくということですね。いいと思います。

その他、基本方針「生活支援」の中で何か意見はありますか。アンケートには、防災に関わって情報が必ずしも提供されてないというようなことも書いていたような気がしましたが、防災に関わっては何か皆さんが外国人あるいはマイノリティに関して、ご心配な点はありま

すでしょうか。

【委員】

外国人が一番身近に防災について勉強できるのは町内会のイベントだと思います。

【委員】

学区ごとに消火訓練、防災訓練をやっていると思いますが、参加される方の中に外国人の姿はあまり自分の地域で見かけたことがなく、どうすれば参加してもらえるのかということは課題として挙がっていました。

【委員長】

その際には、機能別消防団というのは、消火ではなくて防災も含めての活動もできますか。

【委員】

はい。2回ぐらい地域の防災訓練のときに避難所での多言語訓練などを行いました。

【委員】

ただ、参加者に外国人がほとんどいないので、リアルに機能別消防団の方がこういう感じで英語で対応するところが見せられないです。

【委員】

長年住まれていて、かつ一緒に参加されている方だとそういう地域活動にも防災訓練とかにも出ようかというふうになるのだと思いますが、地域とそもそも馴染みがない外国人の方とかだと地域でのそのような活動になかなか参加しづらいのかなという感じはあります。

【委員】

意識啓発と社会参画支援や地域活性化の推進の両方に関わってくるのですが、以前は外国人が多くいる地域、特に玉川学区、南笠東学区、この二つの学区は圧倒的に外国人住民が多く、機能別消防団をよく呼んでくれました。地域のお祭りで、住民の方と一緒にいろんな防災活動をお手伝いしたり、お餅つきもさせてもらったり、さらに母国のベトナムとかの春巻きを何百個も作って、屋台で売ったりとかをやっていました。一緒に汗をかくとか、企画の段階から一緒に参加しないと、ただのお客様で参加してくださいだったら、おそらく参加しないと思います。やはり一緒に巻き込んでやるのがいいのではないかと思います。それにはやはり、機能別消防団だけでなく、地域に住んでいる外国人と一緒に何かをすると顔の見える関係ができて、そしてさらに次の年も呼んでくれるように繋がっていくと思います。

【委員長】

ベトナム人コミュニティなど、そのようなコミュニティと繋がらないとこの社会参画という呼びかけもすごく難しく、あるいは大学ベースで留学生間でつながるとかですかね。コロナ後のコミュニティ作りというのは必要になってきているのではないのでしょうか。単に我々が議論して社会参画といってもほとんど響かないと思います。それぞれの外国人住民のコミュニティが出来て、そこと様々なネットワークが出来るのをいかに作っていくかというプロセスが必要で、場合によっては市の方がそれをサポートすることがおそらくこの中身で、繋がっていくのではないかと思います。なるべくそういうコミュニティをつくるのをバックアップするような施策と、それからネットワークを作り出していく施策がここに加わっているといいのではないのでしょうか。あと大学ですね。

【委員】

外国人住民の所在の把握というのは、すぐにできることですか。

【委員】

私は民生委員をやっていますが、外国人の方かどうかというのは基本わからないですし、世帯主の名前しかわからないので、世帯主さんは日本人ばい名前だとしても、ご家族が外国人の可能性があってもそれはわかりません。

【委員長】

災害時の体制のところの外国人住民の所在把握という項目なのですが、事務局の方からはどんなプランが具体的にはあり得ますか。

【事務局】

そこに紐づく事業がどういうものになるかは、今回は項目のみでこれから担当課と詰めていく予定です。この項目は、現行プランにもあり災害時要援護者登録制度について記載されています。外国人だけに限らず、ご近所で逃げ遅れる恐れがある人など、ちょっと情報提供くださいねといったように困ったときに連絡するような登録制度というのがありまして、それを活用して、この個別避難計画を推進していこうというのがここに紐づく項目としては危機管理課主体で記載されています。

【委員】

構造はそうかもしれないけれど、実際にそれは高齢者対象みたいなところがあって、実際に外国人だからということで、登録されているという話は聞いたことないですよ。

【委員長】

すごくいい制度だと思いますがその登録は自主登録ですか。

【事務局】

はい。

【委員長】

そこに大きなハードルがありますね。

【委員】

災害時要援護者の情報は、民生委員さんから危機管理課の方に上がって、町内会の方に下りてきます。

【委員】

民生委員が回っていたのは、要保護介護 3 以上とかの人でした。外国人の方とかは全くわかりません。

【委員長】

外国人住民の把握が結構難しいということが確認されたのと、その制度と連動させるということで私は得心していたのですが、ちょっと不十分かもしれないですね。個人情報すごいネックとなりますね。自治会の方では具体的にはどうやって把握されているのでしょうか。

【委員】

私どもは 700 世帯、1700 人くらいなのですが、その中の 20 世帯ぐらいは中国系の方や韓国系の方というのは把握しています。町内会長としては把握していますが、一般的に公表は絶対しません。その中でリーダー的存在はここだというのは把握しているので何かあったときはそこを頼りに情報発信するようなことは一部あります。

【委員長】

自治会がしっかりしているところは比較的其他に情報が届かなくても地域として把握ができていて可能性があるのですね。ただそれが草津市全体として把握ということになるとちょっと難しい課題になりそうです。

【委員長】

先ほど日本語教育の話の際に、それぞれの企業での教育とか、企業別で、この防災情報に関しても提供をきちっとしていただくみたいな、それぞれが所属している機関別に情報が届くという仕組みを追求しないと、助け合っていくというベースの中で、防災というのは結構

突破口だと思います。やはり企業の方たちと連携するのは結構重要で、所轄の部署がちゃんと情報提供しながら、その方たちに生活情報を届けてってくださいという指導なり、枠組みなりを追求しないと把握ができないかと思っています。

【事務局】

技能実習生を受け入れている企業の情報を市として把握できないかと思い、外国人労働者を雇用する企業はハローワークに届け出の義務があるため、それを教えてもらえないかという話もしたが、それは出せないということで、市としても、情報をどのように掴んでいけばよいか非常に難しいと感じているところで、その辺りはこれからどのように把握できるのかは検討していかないといけないと思っています。

特定技能を受け入れる企業については、行政と企業でそういった情報交換がやっとこの4月1日からできるようになりましたので、特定技能を受け入れている企業から繋がっていく手段を探っていきたいと思っています。

【委員】

留学していた身からすると、自分で情報を取りにっていました。このプランがすごく過保護になっていないかなと感じる部分もあり、私達がこれだけ頑張っても、その当事者の人たちがどれだけ求めているのだろうかと思ったところです。でも、それはいろいろあると思うので、情報の取り方がわからないのか、情報を取ろうとしないのか。いくら頑張って行政が考えても、その人たちがやろうとしなかったら一緒じゃないかという思いもあります。消防の訓練だったりすると、さっきおっしゃっていたように、何か自分たちにメリットがあるようなイベントに行ってそこでプラスアルファで防災についても学べるようにしないといけない努力ももちろん必要だとは思いますが、外国人の方たちも取りやすくなるようなやり方は必要なんだと聞きながら思っています。

【委員長】

外国人住民の主体性ということが前提とされないかね。

【委員長】

今日出てきた論点を事務局に整理をしていただき、汲み取れるところは汲み取って、各所と議論を進めていただければと思います。

【委員】

教育機会の確保のところで、現行プランの総括の議論のときに、全ての児童を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進というのを、この教育機会の確保の中に入れるかどうかという議論があったかと思いますが、個人的にはここにあるのがすごく違和感があって、

むしろ多文化共生の意識啓発・醸成の中で、教育的なところでのアプローチみたいな形なのかなと思いました。教育機会の確保の中で述べられる他の項目はどちらかというと在留外国人の方にむけての支援なので、そこに全ての児童生徒を対象とするものを含めるのは違和感があったので、次のプランを作るときにはそこをどう位置づけるか、何にウエイトを置いた形で施策展開するか議論していった方がいいかと思います。

【委員長】

それは先ほど事務局言われたように、両方にうまく濃淡を置きながら、両方に置いとくということも現行プランとの継続性のところから整理していただければと思います。

【事務局】

次回の委員会の日程につきましては、後日、事務局より日程調整をさせていただきます。

6. 閉会
